

労働保険料の申告・納付は適正にお願いします。

～労働保険料の適正な申告・納付にご理解・ご協力をお願いします。～

★★委託先の労働保険事務組合に提出する

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入上の留意点について★★

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間に労働者に支払う見込みの賃金総額に保険率を乗じて算出した概算額を年度当初に納付し、翌年度の初めに実際支払った賃金総額により確定精算します。

～労災保険の対象労働者とは～

常用、日雇、パート、アルバイト等すべての労働者が対象となります。

～雇用保険の対象被保険者とは～

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態に関わらず

① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、② 31日以上雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。（昼間学生や季節的に雇用される者等については、除かれます。）

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」作成チェックポイント

- ☐ 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか？
- ☐ 通勤手当等の交通費（非課税、現物支給の定期券代等を含む。）の算入漏れはありませんか？
- ☐ パート・アルバイト等短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- ☐ 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- ☐ 年度途中で退職した者の賃金の算入漏れはありませんか？
- ☐ 同居の親族等、労働者でない方の賃金を誤算入していませんか？
- ☐ 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？
- ☐ 承認されている特別加入者が正しく記載されていますか？
- ☐ 各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

（保険料を納付していただいても、「雇用保険被保険者資格取得届」をハローワークに提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。）

申告誤りにより、保険料の不足が確認された場合には、不足分の保険料の追加納付や追徴金（保険料の10%）の納付を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

※ ご不明な点は、委託先の「労働保険事務組合」へご確認ください。